

平成29年8月10日

～詐欺被害防止に向けて～**一定の条件に該当されるお客さまを対象に、
キャッシュカードの一部利用制限をさせていただきます**

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、昨今増加する詐欺被害増加への対応として、キャッシュカードご利用にあたり一部制限をさせていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 経緯

昨今、ご高齢のお客さまをATMに誘導しご預金を振り込ませる「還付金詐欺」や、言葉巧みにキャッシュカードを騙し取る「キャッシュカード手渡し型詐欺」が増加しております。当金庫では、お客さまの大切なご預金を詐欺被害から守るため、今回、利用制限を設けることといたしました。

2. 対象となるお客さま

過去3年間、キャッシュカードによる出金・振込取引をされていない70歳以上のお客さま

3. 開始日

平成29年11月8日（水）

4. 制限の内容

対象となるお客さまの、キャッシュカードによる出金・振込取引の取扱いを停止させていただきます。

なお、キャッシュカードによる入金・振替取引は従来通り可能です。

5. その他

- ・対象となるお客さまで、出金・振込取引のご利用を希望される場合は、キャッシュカード・お届印・ご本人を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参のうえ、当金庫営業時間内にお取引店窓口にお申し出ください。
- ・現在対象外のお客さまにつきましても、上記2.「対象となるお客さま」に該当することとなった時点で利用制限が開始されますのでご注意ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-318-600

【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】

○FAX 0120-201-580